

海業の推進について

令和7年12月
水産庁漁港漁場整備部
計画・海業政策課 海業振興室

〈目次〉

1. 海業の概要

2. 漁港漁場整備法の改正

- ・法改正の概要
- ・漁港施設等活用事業制度
- ・漁港水面施設運営権
- ・漁港施設等活用推進計画の事例

3. 海業振興関係予算

- ・海業振興関係予算のスキーム
- ・海業支援パッケージ

4. 情報発信、横展開

- ・「海業の推進に取り組む地区」、
海業推進全国サミット
- ・海業推進全国協議会
- ・海業を広く知っていただくために

5. 体制

- ・海業振興総合相談窓口
- ・官民連携海業振興ポータルサイト

6. 海業の取組事例

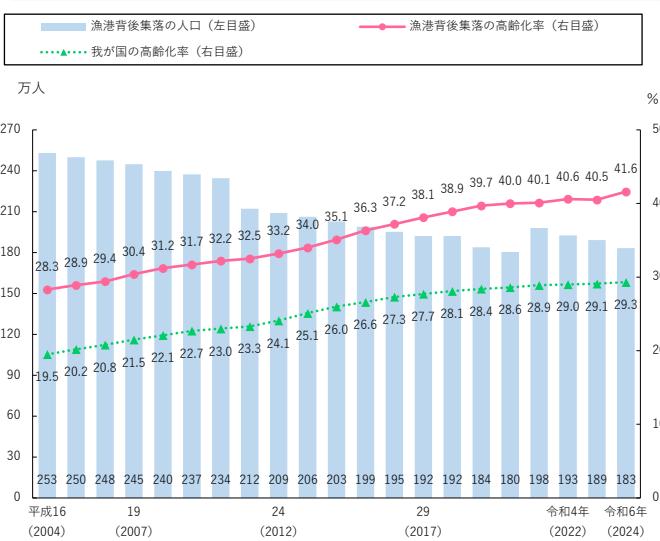
1. 海業の概要

海業の推進について

- 漁村の交流人口は約2千万人と大きなポテンシャルを有しており、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業の推進により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。
- **令和8年度末までの目標として、漁港における新たな海業等の取組を、おおむね500件展開。**
- この目標の達成に向けて、漁港施設等活用事業や海業振興支援事業の創設等を行い、海業を推進。

■漁村の交流人口及び交流施設の設置状況の推移

	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
漁村の交流人口 (千人)	19,854	20,024	20,222	18,558	20,108	23,420	23,710
水産物直売所等の 交流施設（箇所）	1,371	1,390	1,451	1,490	1,458	1,473	1,476



資料：漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁調べ、全国の高齢化率は総務省「人口推計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による）
(注：1) 高齢化率とは、各区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。
(注：2) 平成23（2011）～令和2（2020）年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手、宮城及び福島の3県を除く。



海業の推進のための主な取組

(1) 改正漁港漁場整備法施行による「漁港施設等活用事業」の普及

令和6年4月に施行された「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に基づき、漁港施設の長期貸付け、水面等の長期占用等を可能とする「漁港施設等活用事業」により、漁港を活かした海業の取組を推進。

(2) 海業振興関係予算

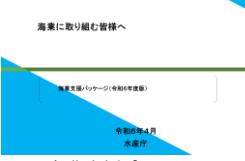
- ・令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算において、海業の立ち上げに必要な実証調査等に対する事業を新たに措置。
- ・関係省庁等協力の下、海業に取り組む際に関連する施策をまとめた「海業支援パッケージ」を作成、周知。

(3) 情報発信、横展開

- ・水産庁において、「海業の推進に取り組む地区」を募集し、86地区を決定・公表（令和7年4月時点）。これら地区に対して、個別の助言や海業に関する情報共有を実施するとともに、「海業推進全国サミット」を開催。
- ・地方公共団体、漁協・漁業関係者、民間企業、民間団体等を対象とした「海業推進全国協議会」を開催し、海業の優良な取組事例の普及・横展開等を実施。
- ・大阪・関西万博「UMIGYO」の国際発信（令和7年6月）。
- ・海業ポスター、海業動画、海業マンガ、漁港マスコットキャラクターの作成。

(4) 体制

- ・海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）の開設。
- ・漁港漁場整備部「計画課」を「計画・海業政策課」に改組するとともに（令和6年10月）、「海業振興室」を設置（令和7年4月）。

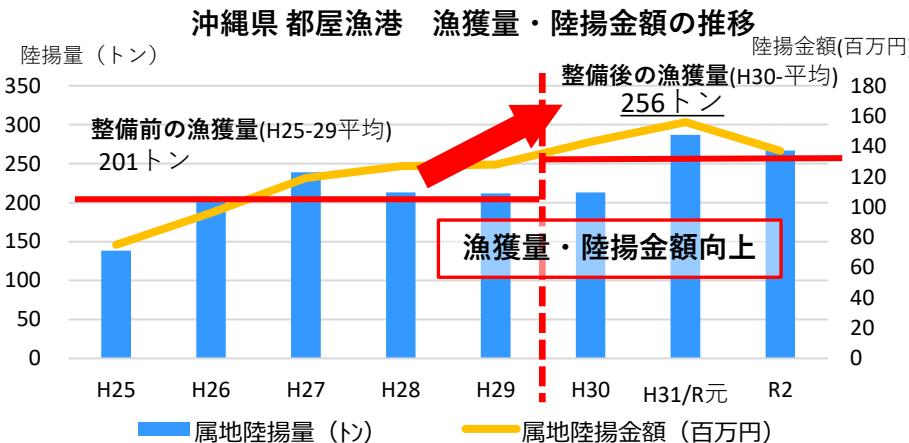


海業振興が水産業にもたらす効果事例

①直売所

場所：都屋漁港（沖縄県読谷村）
事業主体：読谷村漁業協同組合

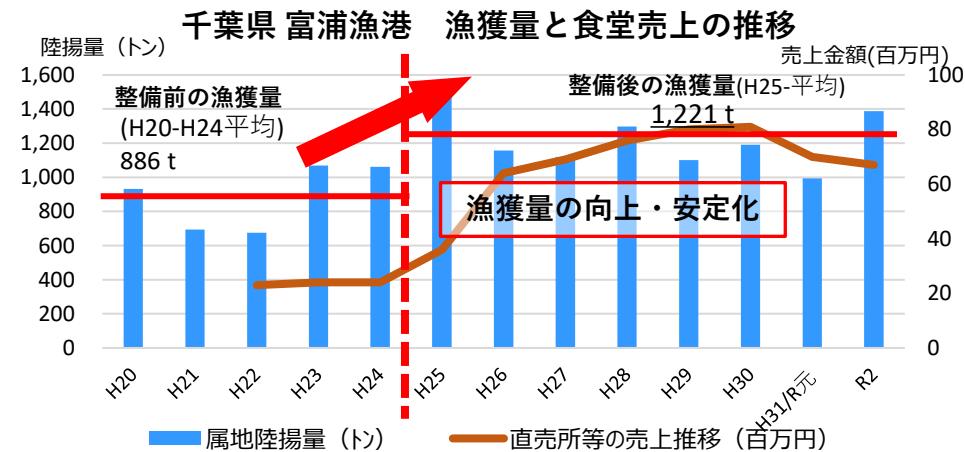
- 老朽化した荷さばき所を食堂や直売所と一体的な複合施設として再整備（平成29年供用開始）。
- 直売所及び食堂で販売する食材を荷さばき所から直接仕入れるため、買い支え機能を果たしており、整備前と比較して漁獲量、陸揚金額が向上。



②魚食普及食堂

場所：富浦漁港（千葉県南房総市）
事業主体：岩井富浦漁業協同組合

- 観光等の異業種と連携し、魚食普及食堂を整備（平成24年供用開始）。
- 地域住民や都市住民の来訪客の増加により、食堂利用客、売上が増加。提供水産物のうち、約5割を富浦漁港から仕入れ、漁獲量の向上・安定化に寄与。





水産基本計画の基本的な方針



前計画

現計画

持続性のある水産業の成長産業化と漁村の活性化の実現

浜単位での所得向上による漁業の成長産業化や資源管理の高度化を推進

施策の方向性

○産業としての生産性向上と所得の増大

- ①沿岸漁業については、「浜」単位での所得向上の取組の展開（浜プラン）
- ②沖合漁業・遠洋漁業については、国際競争力の強化

○水産資源とそれを育む漁場環境の適切な保全・管理

○水産業・漁村の持つ多面的機能の十分な発揮



情勢の変化

○水産改革の実施

- ①漁業法の改正 → 科学的根拠（MSY）に基づく新たな数量管理の導入。それを実現するためのロードマップの策定（漁獲量444万トンの目標を設定等）
- ②養殖戦略の策定 → マーケットイン型養殖業への転換
- ③輸出戦略の策定 → 1.2兆円の水産物の輸出目標に向けた取組

○自然環境・社会経済

- ①地球規模の環境変化
 - サンマ、イカ、サケ等の不漁の長期化 等
- ②SDGs等の環境問題への国際的な取組の広がり
 - カーボンニュートラルの推進
- ③社会全体でのデジタル化の進展
- ④新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の制限や個人の行動様式の変化

①海洋環境の変化への適応も踏まえた資源管理の実施

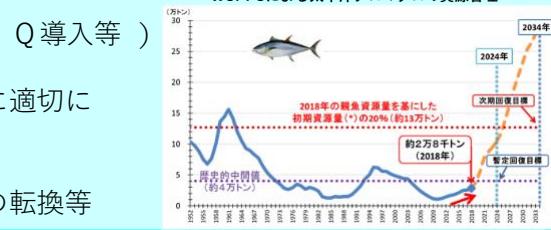
- ②持続性のある水産業の成長産業化
- ③漁業以外の産業の取り込みによる漁村の活性化の実現

✓第一の柱：海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

●水産資源管理の着実な実施

- ・ロードマップに沿った着実な実行（IQ導入等）
- 海洋環境の変化への対応
- ・海洋環境の変化を把握し、資源評価に適切に反映できる調査体制を充実
- ・さけ・ますふ化放流事業の改善等
- ・複数の漁法等による複合的な漁業への転換等

WCPFCによる太平洋クロマグロの資源管理



✓第二の柱：増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

●漁船漁業の構造改革

- ・複数の漁法等による複合的な漁業への転換等

漁獲対象種・漁法の複数化



沖底・いか釣り兼業船（兵庫県）
沖底といか釣り操業を組合せ、収益の安定化

大規模沖合養殖システム



ギンザケ養殖（鳥取県）
※日鉄エンジニアリング株式会社
大型浮式式生簀や遠隔自動給餌システムによる省力化・生産性の向上

●養殖業の成長産業化

- ・大規模沖合養殖システムの推進

●輸出拡大

- ・輸出目標の達成

●人材育成

- ・デジタル人材の確保・育成

●経営安定対策

✓第三の柱：地域を支える漁村の活性化の推進

●漁業の振興に向けた漁協の連携強化、海業を含めた漁港の再編・拡充を通じた漁村の活性化

- ①市場機能の集約や漁協の事業連携などによる水産業の生産性向上、付加価値向上等による漁業の振興
- ②海業（うみぎょう）など漁業以外の産業の取り込みによる漁村の活性化

●各種施策の展開

- ①水産バリューチェーンの構築、IUU漁業対策など加工・流通・消費施策の展開
- ②藻場・干潟の保全など多面的機能の発揮、漁場環境の保全等
- ③防災・減災、国土強靭化



※海業とは、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域にぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの

漁港漁場整備長期計画のポイント

重点課題

実施の目標と目指す姿

成果目標

産地の生産力強化と輸出促進による 水産業の成長産業化

ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

- ◆ 漁港機能を再編・強化し、低コストで高付加価値の水産物を国内・海外に供給する拠点をつくる。



イ 養殖生産拠点の形成

- ◆ 国内・海外の需要に応じた安定的な養殖生産を行う拠点をつくる。



(共通課題) 社会情勢の変化への対応 (グリーン化の推進、デジタル社会の形成、生活スタイルの変化への対応)

- 流通拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合
45% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)
- 輸出拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合
31% (R3) ⇒ おおむね60% (R8)
- 漁港・漁場整備や漁港の活用を図る養殖生産拠点地域において、生産の維持・拡大により確保する養殖生産量
おおむね100万トン

海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による 持続可能な漁業生産の確保

ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

- ◆ 海洋環境を的確に把握し、その変化に適応した持続的な漁業生産力を持つ漁場・生産体制をつくる。



イ 災害リスクへの対応力強化

- ◆ 災害に対して、しなやかで強い漁港・漁村の体制をつくる。将来にわたり漁港機能を持続的に発揮する。



- 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備による水産物の増産量
5年間でおおむね6.5万トン

- 漁場の保全・創造の取組を実施する**全ての海域**において、取組実施箇所の**漁場面積を維持・回復**させる

- 流通拠点漁港における、被災後の水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合
27% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)

- 最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口の割合
70% (R3) ⇒ おおむね85% (R8)

- 予防保全型の老朽化対策に転換し、機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合
46% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)

うみぎょう 「海業*」振興と多様な人材の活躍による 漁村の魅力と所得の向上

ア 「海業（うみぎょう）」による漁村の活性化

- ◆ 海業等を漁港・漁村で展開し、**地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す**。



イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

- ◆ 年齢、性別や国籍等によらず多様な人材が生き生きと活躍できる漁港・漁村の環境を整備する。



- 漁村の活性化により都市漁村交流人口を増加
5年間でおおむね200万人

- 漁港における新たな「海業」等の取組件数
5年間でおおむね500件

* 海業（うみぎょう）：海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの

2. 漁港漁場整備法の改正

- ・法改正の概要
- ・漁港施設等活用事業制度
- ・漁港水面施設運営権
- ・漁港施設等活用推進計画の事例

背景

- **水産物消費の大幅な減少、主要魚種の不漁等**の重要な課題に対し、漁港における「海業」の推進等により、水産業の発展及び漁業地域の活性化を図り、将来にわたって国民に水産物を安定的に供給していくため、以下の対応が必要。

1. 漁港における水産物の消費増進等のための取組の推進

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その価値や魅力を活かし、**水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組**を、**漁業利用との調和を図りつつ推進する仕組み**を構築。

2. 漁港の機能強化

- 養殖による安定供給、輸出促進等に向けた衛生管理の高度化、販売機能の強化等の課題に対応できるよう、**漁港施設を見直し**。



法律の概要

漁港漁場整備法の一部改正

1. 漁港施設等活用事業制度の創設

① 法目的に「漁港の活用促進」を追加

- 目的規定に「漁港の活用促進」を追加し、法律名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」とする。(第1条)
- 国が定める基本方針に、漁港施設等活用事業の推進等に関する事項を追加。(第40条)

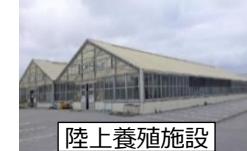
② 漁港施設等活用事業制度

- 漁港管理者は、基本方針に即して、漁港の漁業上の利用を確保するための関係者との調整等を経て、**漁港施設等活用事業**（漁業上の利用を確保した上で、漁港施設、水面等を活用して水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業）の推進に関する計画を策定できる。(第4条の2、第41条)
- 上記推進計画が策定された漁港において、漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する者に対し、事業を安定的に実施するための新たな権利・地位として、
 - ・行政財産である**漁港施設の貸付**（最大30年）や、
 - ・**漁港水面施設運営権**（最大10年、更新可）の設定
 - ・**水面等の長期占用**（最大30年）
 を可能とする。(第4条の3、第39条、第44条、第48条、第57条)



2. 漁港施設の見直し等

- 防波堤、岸壁、荷さばき所等の漁港の機能を構成する「漁港施設」について、養殖の推進、衛生管理の高度化、販売機能の強化等に対応するため、**陸上養殖施設、配送用作業施設、仲卸施設、直売所、燃料供給施設等を追加**。(第3条)



- 漁港管理者と協力して漁港の維持管理等を行う団体を指定する制度を創設。(第61条～第65条)

水産業協同組合法の一部改正

- 漁業協同組合等が漁港施設等活用事業を実施する場合、組合員の労働力に係る員外利用制限の対象外とする。(第11条、第87条)

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和6年4月1日施行）

漁港施設等活用事業制度の創設

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する制度を創設。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

■ 漁港施設等活用事業^(※1)の実施スキーム

基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方等を記載

活用推進計画【漁港管理者(地方公共団体)】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定
- 漁業利用に支障を及ぼさないための措置
- 漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

本来機能を発揮しつつ
安定的な事業環境を整備

申請

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画(地域水産業の消費増進や交流促進)を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

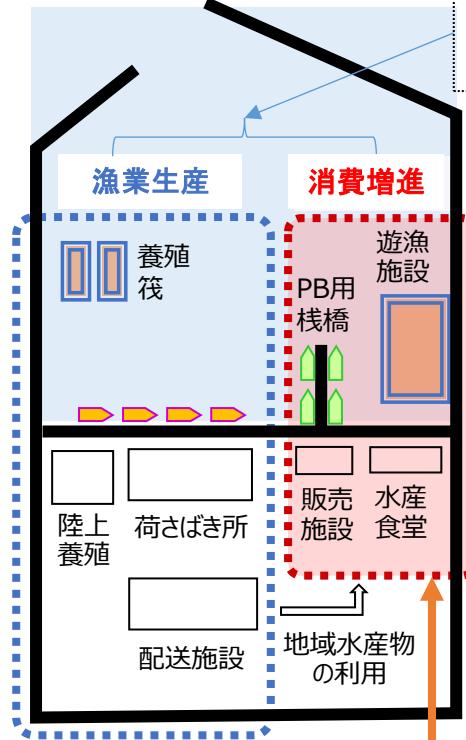
【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

- ① 漁港施設(行政財産)の貸付け (最大30年)
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用 (最大30年)
- ③ 漁港水面施設運営権(みなし物権)^(※2)の取得 (最大10年、更新可)

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業(水産物の消費増進、交流促進)

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供
その他交流促進に資する事業

消費増進



販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

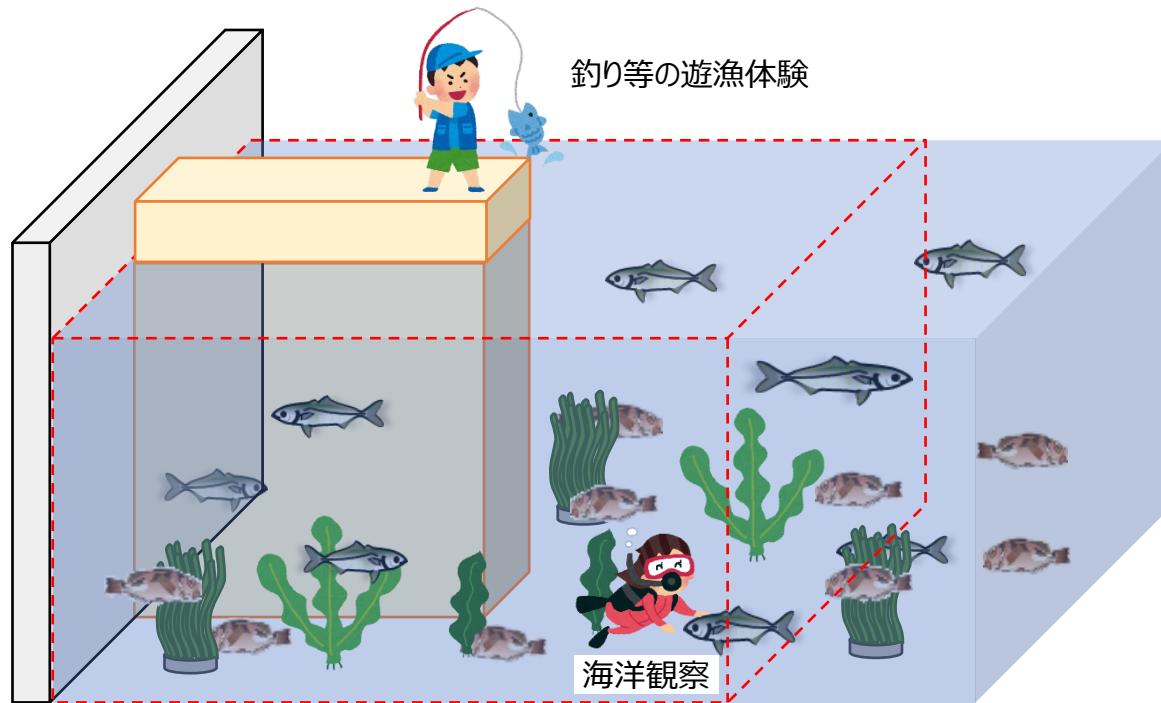
漁港水面施設運営権について

- 漁港水面施設運営権とは、①漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業を実施するために、②当該水面の占用をして必要な施設を設置し、運営する権利。
- 当該権利は物権とみなされ、土地に関する規定を準用。

【漁港水面施設運営権の性質】

- 最大10年間設定可能
(事業期間内で更新可)
- 事業者自ら、妨害排除請求権を行使可能
- 施設整備の資金調達に際し、抵当権を設定可能

- ① 一定の水域の水面固有の資源※を利用する
(※水面固有の資源：魚類、海藻類等の水産動植物、及びこれらを含めた海洋環境そのもの)
- ② 水面を占用して事業※に必要な施設を設置し、運営
(※遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業に限る。)



漁港施設等活用推進計画の事例

- 漁港施設等活用推進計画は全国で4地区公表済み（令和7年1月末時点）

漁港名：加布里漁港
漁港管理者：福岡県糸島市

〈計画平面図〉



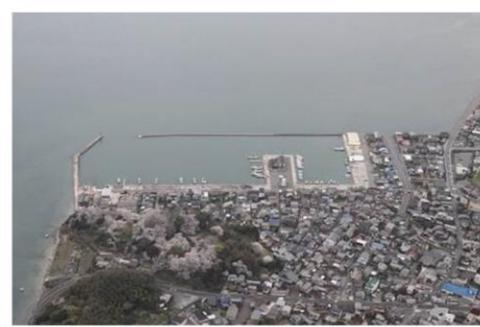
計画策定日：令和7年1月7日

事業の目的：当該漁港で水揚げされる水産物の消費増進

実施期間：令和7年～36年（30年間）

事業の概要：加布里漁港で水揚げする漁業者全般の水産物（牡蠣やハマグリ等）を取扱い、飲食の提供及び販売を行う事業。

（漁港施設用地の貸付）



漁港名：鐘崎漁港
漁港管理者：福岡県宗像市

〈計画平面図〉



計画策定日：令和7年3月7日

事業の目的：当該漁港で水揚げされる水産物の消費増進

実施期間：令和7年～36年（30年間）

事業の概要：鐘崎漁港で水揚げする漁業者全般の水産物（フグ、ブリ、イカ、サザエ等）を取扱い、飲食の提供及び販売を行う事業。

（漁港施設用地の貸付）

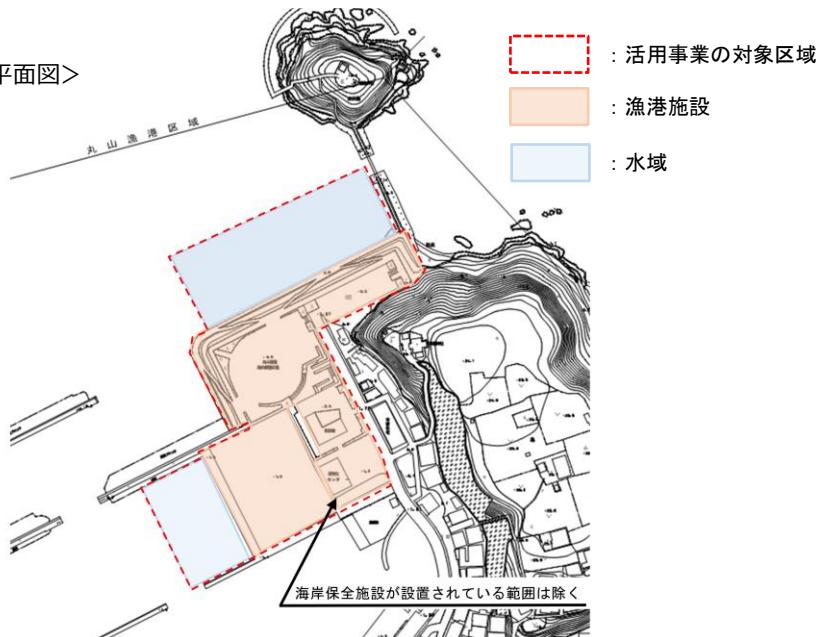


漁港施設等活用推進計画の事例

漁港名：丸山漁港
漁港管理者：兵庫県
南あわじ市



<計画平面図>



計画策定日：令和7年7月9日

事業の目的：当該漁港で水揚げされる水産物の消費増進
当該漁港の価値や魅力を活用した交流促進

実施期間：令和7年～36年（30年間）

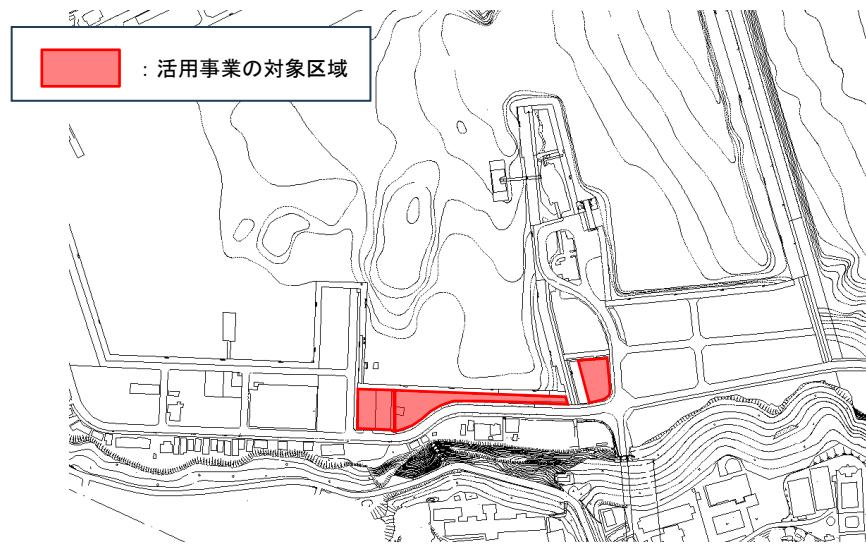
事業の概要：

- ・丸山漁港で水揚げされる漁業者全般の水産物を取扱い、飲食の提供及び販売を行う事業。（漁港施設用地の貸付）
- ・淡路島周辺に生息する水産動植物を活用した海洋環境学習の場を提供する事業。（漁港施設用地の貸付）
- ・釣り等の遊漁体験の場を提供する事業。（水面の占用）
- 等

漁港名：奈良尾漁港
漁港管理者：長崎県



<計画平面図>



計画策定日：令和7年8月29日

事業の目的：プレジャーボートの寄港地としての交流拠点の形成
実施期間：令和8年～37年（30年間）

事業の概要：漁港管理者が行うプレジャーボートの受入れと併せ、奈良尾漁港に属する漁業者が獲った水産物を調理、加工し、現地で提供する施設の設置及び運営を行う事業（漁港施設用地の貸付）

3. 海業振興関係予算

- ・海業振興関係予算のスキーム
- ・海業支援パッケージ

海業振興関係予算のフレーム

海業の構想段階から、その実施の各段階に応じたソフト・ハード両面からの支援により、海業の全国的な展開を進め、漁業者の所得向上と雇用創出につなげます。



さらなる展開に向けてステップアップ

＜対策のポイント＞

地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、漁港施設等活用事業の活用を促進するため、民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等のマッチングシステムや中間支援組織などの連携の仕組みや体制づくり、モデル地区における実証、漁業者等が海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証等を支援し、海業の全国展開を加速化します。

＜事業目標＞

当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

＜事業の内容＞

1. 海業立ち上げ推進事業

① 海業推進調査事業

海業関係者間の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進していくため、民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等を結びつけるためのマッチングシステムや中間支援組織などの連携の仕組みや体制づくり等を実施します。

② 海業立ち上げ支援事業

海業の全国展開にあたり、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマ（インバウンド対応、こども体験活動、魚について総合的に学ぶ「ぎよしょく」の拡大、港湾を含めた海業の展開、複数の市町村・漁協等による広域連携の取組等）に対して、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援します。

2. 海業取組促進事業

地域において漁業者等が海業への一步を踏みだし、実施計画策定を目指すため、漁業共同組合等の海業取組に係る実施計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

海業振興支援事業

海業の全国展開の加速化に向けて

活用推進計画・実施計画策定を推進するため

1① 海業推進調査事業

漁港管理者
(地方公共団体)

海業関係者を結びつける
マッチングシステムや中間支援組織
などの連携の仕組みや体制づくり

漁業
協同組合

民間
事業者

モデル形成により横展開を図り、
活用推進計画策定を推進するため

1② 海業立ち上げ支援事業

水産物の消費増進に向けた
取組の実証（漁業体験）



釣った魚を自分たちで調理（魚食教育）

各浜における実施計画
策定を推進するため

2 海業取組促進事業

漁業者・専門家等による
調査、計画検討



水産物の消費増進に向けた
朝市での実証

各地区、各漁業協同組合等による海業事業化・取組の実施

※漁港施設等活用事業とは、令和6年4月施行「漁港及び漁場の整備等に関する法律」により創設された、漁港施設等を活用し海業に取り組みやすくするための事業。
※活用推進計画とは、漁港管理者が作成する漁港活用のマスタープラン。
※実施計画とは、漁協や民間事業者等が作成する創意工夫を活かした事業計画。

【お問い合わせ先】 水産庁計画・海業政策課 (03-3506-7897)

海業支援パッケージ～関係府省庁の協力の下、海業に関連した国などの支援策を取りまとめたメニュー集～

(参考資料)

海業に取り組む皆様へ

海業支援パッケージ（令和7年度版）

令和7年6月

水産庁

	担当省庁
<海業に関するご相談>	
海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）	水産庁
<海業の展開に必要な調査>	
海業の展開に必要な調査の実施や計画を策定したい	内閣府、文化庁、国土交通省、水産庁
既存施設（用地、水域を含む）を海業のために活用したい	水産庁
<漁港内で海業を行う場の確保や既存施設の活用等>	
既存漁港施設（用地、水域を含む）を海業のために活用したい	水産庁
漁港用地を再編・整序、漁港施設を再編・整理したい	水産庁
共同利用施設を再編・整理したい	水産庁
<ビジネス導入・創出・継続>	
ビジネスを展開したい	総務省、内閣府、中小企業庁、経済産業省、農村振興局
業務改善をしたい	厚生労働省、内閣府
事業承継をしたい	中小企業庁
地域の魅力を発信したい	内閣府、環境省

<経営改善、人材育成>

人材を確保したい	総務省、厚生労働省、内閣府、金融庁、国土交通省、水産庁
人材を育成したい	国土交通省、環境省、内閣府
専門家に相談したい	総務省、国土交通省、農村振興局、水産庁

<観光業との連携>

観光業と連携して交流人口を増やしたい	国土交通省、環境省、内閣府、スポーツ庁、水産庁
--------------------	-------------------------

<デジタル化>

デジタルを活用して業務を効率化したい	中小企業庁、水産庁
デジタルを活用してビジネスを展開したい	中小企業庁、水産庁

<金融>

金融サポートを受けたい	内閣府、中小企業庁、日本政策金融公庫、農村振興局、水産庁
-------------	------------------------------

<税制>

税制の優遇措置を受けたい	中小企業庁
--------------	-------

<活動支援>

釣り、マリンレジャー、マリンスポーツ等に取り組みたい	内閣府、農村振興局、水産庁
クルージング、釣り等のマリンレジャー振興に取り組みたい	内閣府、国土交通省、環境省
飲食事業、販売事業、加工品開発・製造に取り組みたい	内閣府、環境省、農村振興局、水産庁
漁港及びその周辺で増養殖に取り組みたい	内閣府、水産庁
渚泊や体験活動等に取り組みたい	総務省、内閣府、文化庁、国土交通省、文部科学省、農村振興局、水産庁

<施設整備>

漁港に釣りやプレジャーボート等の受入施設を整備したい	内閣府、農村振興局、水産庁
漁村への交通手段を確保したい	内閣府、農村振興局、水産庁
飲食事業、販売事業、加工品開発・製造のための施設を整備したい	内閣府、農村振興局、水産庁
漁港の水域で増養殖環境を整備したい	内閣府、水産庁
漁港周辺で陸上養殖・種苗生産の施設を整備したい	内閣府、水産庁
宿泊施設や体験施設を整備したい	内閣府、国土交通省、農村振興局
漁村の伝統文化、景観に関する施設を整備したい	内閣府、文化庁、農村振興局、水産庁

4. 情報発信、横展開

- ・「海業の推進に取り組む地区」、海業推進全国サミット
- ・海業推進全国協議会
- ・海業を広く知っていただくために

「海業の推進に取り組む地区」について

趣旨

海業振興の先行事例を創出し、広く普及を図っていくため、水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定化に寄与し、水産物の消費増進や他の地域との交流の促進により、地域のにぎわいや所得・雇用の創出が期待される取組である海業の推進に取り組む地区を募集し、令和6年3月末に「海業の推進に取り組む地区」54地区の公表、令和6年度に32地区の追加を行った。

各地区における海業の取組計画を水産庁ホームページ等で公表し、当該取組を積極的に推進するとともに、今後海業に取り組もうとする他の地区的参考としているところ。

事業内容

1. 対象者

- ・漁港管理者、地方公共団体、水産業協同組合、民間事業者（任意団体含む）

2. 対象となる取組

- ・水産業の健全な発展等に寄与するもの
- ・海や漁村の地域資源や魅力を活かしたもの
- ・漁港管理者等関係者の間で協力関係が構築されているもの
- ・地域内での経済波及効果が期待されるもの
- ・おおむね2年以内に取組を開始するもののいずれも満たすもの



海業推進全国サミットの様子

(左：水産庁職員による説明、右：グループワークの様子)

3. 支援

- ・海業の事業計画に対し、個別に助言や海業の推進に関する情報提供等

4. 海業推進全国サミット

- ・令和7年2月4日（火）「海業の推進に取り組む地区」を対象とした、「海業推進全国サミット」を開催し、海業の取組や検討作業から浮上した課題、解決に向けての方策検討等のグループワークを実施。
- ・令和7年度は、11月12日（水）～13日（木）に福井県高浜町で実施。

海業推進全国協議会

趣旨

地方公共団体、漁協・漁業関係者、民間企業、民間団体等の海業に関心を持つ幅広い関係者の皆様を対象に、水産庁から海業に関する政策情報を提供するとともに、優良な取組事例の発表等により海業の取組の普及・横展開を図る。

内容

有識者による基調講演、各地の取組状況の紹介、
参加者の意見交換



開催状況

第1回 令和5年12月13日（水）
第2回 令和7年 2月 3日（月）
いずれも農林水産省本省7階講堂（公開会議）



海業推進全国協議会の様子（上：宮下農林水産大臣（当時）挨拶、下：取組状況の紹介の様子）

対象者

地方公共団体、漁協・漁業関係者、民間企業、民間団体等
(令和5年度実績：会場参加118名、オンライン聴講439名)
(令和6年度実績、会場参加121名、オンライン聴講444名)

海業を広く知っていただるために

水産庁では、漁業者をはじめとする漁村地域の関係者の皆様への海業に対する意識醸成や、国民や消費者の皆様への海業に対する理解の促進を目的として、下記コンテンツを作成。

海業マンガ(水産庁HPでご覧いただけます)

- 【第一話 海業ってなんですか】
- 【第二話 人生と魚のさばき方】
- 【第三話 海のおいしさ】



日本語版



ENGLISH



漁港マスコットキャラクター

海業親善大使をはじめ3体のマスコットキャラクターが、海業を推進し漁港の魅力を伝えていきます！



2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）への出展

RELAY THE FOOD ～未来につなぐ食と風土～

農林水産省・国税庁・文化庁「食と暮らしの未来ウィーク」 2025.6.8(日)～15(日)



海業ブースの状況



海業マンガ作者の葉野宗介
先生によるサイン会開催



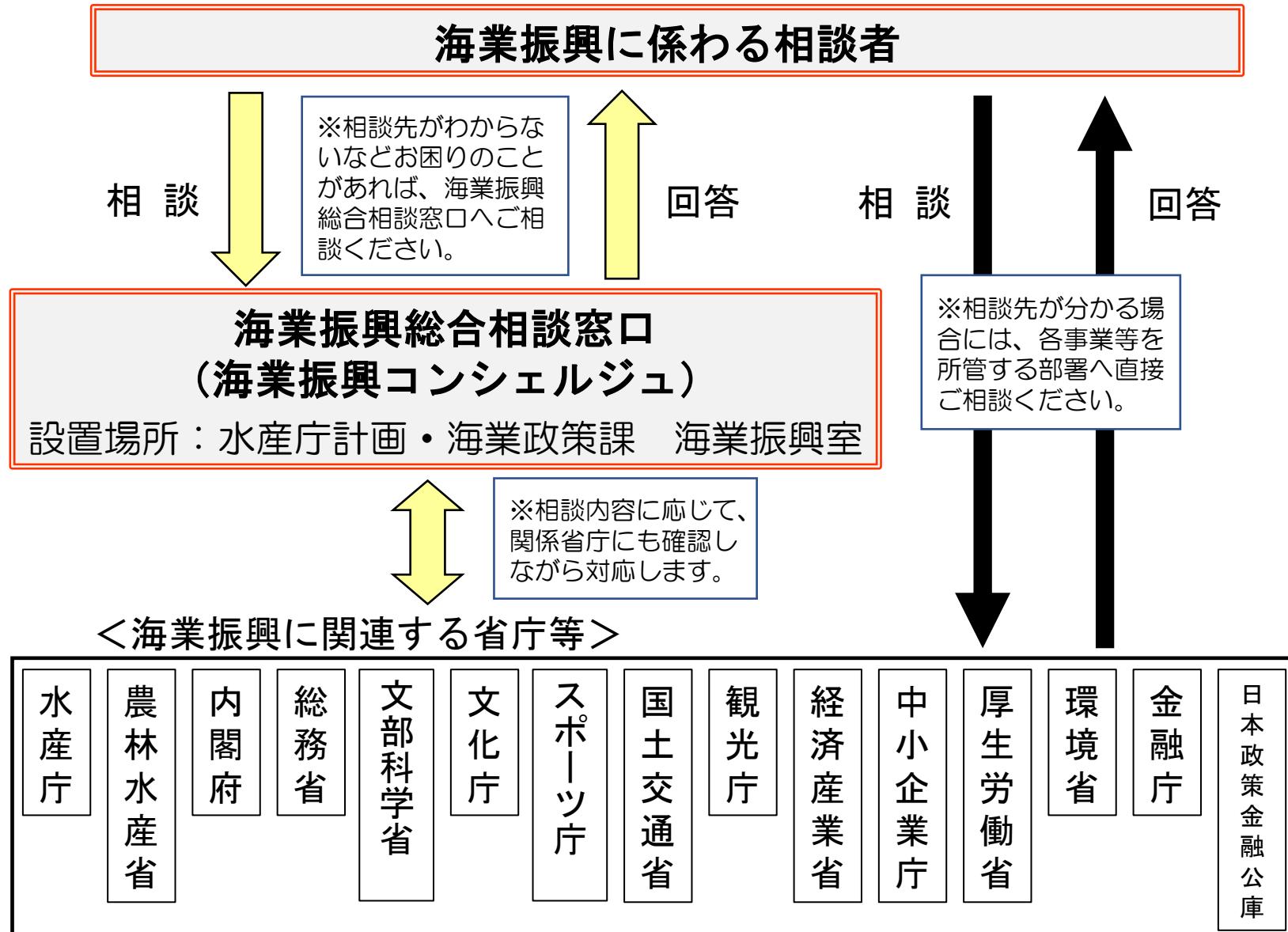
海中の様子を見る
ことができる箱メガネの展示

5. 体制

- ・海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）
- ・官民連携海業振興ポータルサイト

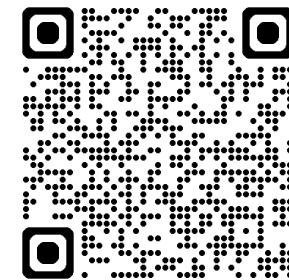
海業振興総合相談窓口(海業振興コンシェルジュ)

水産庁では、漁港やその周辺の漁業地域において海業振興に取り組む方々に向けた総合相談窓口を開設しています。



官民連携海業振興ポータルサイトについて（試行的に運用中）

- 海業を推進するに当たっては、人手・人材の不足や、海業に関する知見やノウハウの不足等が課題に挙げられているところ。
- これら課題解決のため、地方公共団体（漁港管理者）、漁業協同組合、民間事業者等をつなぐマッチングシステムの構築の取組の一環として、「官民連携海業振興ポータルサイト」の構築に向けた検討を進めているところ（現在試行的に運用中。令和7年度末目途に構築・本格運用予定）。本格稼働に先駆け隨時会員募集中！



官民連携海業振興
ポータルサイトQRコード

官民連携海業振興ポータルサイトのイメージ（※）

主な機能



【探す】

海業の取組を検討中の漁港・地域の情報と海業の取組に賛同する民間事業者等を一覧で掲載。



【知る】

漁港の有効活用の事例や制度、優良事例等、海業の取組に必要な情報を掲載。



【つながる】

掲載情報から直接、コンタクトが可能。適切なパートナーを見つける、事業創出につながる。

ポータルサイトを活用する想定されるメリット



地方公共団体 (漁港管理者)

地域の強み・ニーズを一か所に集約し、協業候補からの打診を窓口で一本化。関係者との合意形成や事業化の促進が期待。



主なコンテンツ



【地域一覧】

海業を検討している漁港・地域を一覧で確認可能。地域の特性・強み・課題などを把握し、海業の可能性を探ることが可能。



【事例・制度紹介】

全国の海業事例や活用可能な支援制度の情報を掲載。



【民間事業者等一覧】

海業に関わる民間事業者等の情報を検索・閲覧が可能。事業内容や得意分野、連絡先などを確認し、直接問合せが可能。



【最新ニュース】

海業に関する最新情報や動向に加え、セミナー等のイベントや新たな取組、政策動向を掲載。



民間事業者

ニーズのある地域を把握し、情報収集を効率的に行い、事業化を支援。



漁業協同組合

海業のアイデアを発信し、体験・加工・販売などの取組の協業着手先を見つける、安定的な収入源の確保を支援。

6. 海業の取組事例

海業の取組事例 (北海道根室市・歯舞漁港)

ね むろ はば まい

概要

- 従来より、歯舞漁協では、漁港を発着拠点とするパノラマクルーズを実施している。また、加工・保管・直販の機能が一体となった昆布加工保管施設と市場見学スペースを新たに整備し、施設の見学や漁協食堂での食事など、地域の漁業資源を活用した都市漁村交流活動を行ってきた。
- 更には、若年層への水産業に対する意識高揚を目的に、担い手・労働力の確保並びに都市部との地域交流を図るべく、官民一体となる新たなインターンシップ制度の確立に向け、実証事業を開始した。



海業の取組概要



市場の見学

コンブ加工保管施設の見学



パノラマ・クルーズの拠点



コンブ漁業就労体験

効果

●コンブ加工保管施設と市場の見学

- セリの模様やコンブの加工や保管の状況が見学でき、地域水産物をPR。

●パノラマクルーズ

- 本土最東端のパノラマクルーズで、多言語対応の翻訳機付き拡声器とタブレットを導入し、米国やアイルランド、シンガポール等から多くの外国人が来訪。

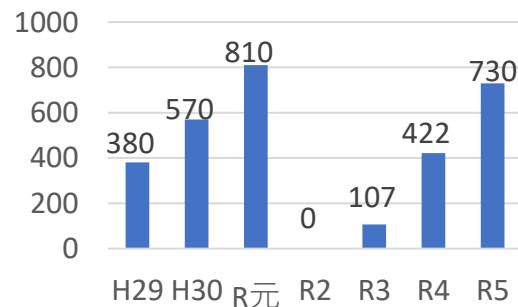
●新たなインターンシップ制度の確立（実証事業）

- 行政（市）との連携により、新たなインターンシップ制度によるコンブ漁業の就労体験を実施することで学習機会の創出や担い手不足への対応が期待される。

【令和5年実績】

漁民泊	8,000円／泊	→ 20名受入
水産学習	1,500円／人	→ 250名受入 (潮干狩り・地曳網等)
漁業体験	1,500円	→ 260名受入 (市場見学・昆布倉庫見学等)
食堂利用	1,500円	→ 170名受入

海業の受入人数推移



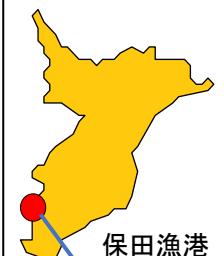
海業の取組事例 (千葉県鋸南町・保田漁港)

きよなん

ほ た

概要

- 保田漁港では、魚価低迷等により漁協の経営が厳しくなる中、水産物の付加価値向上や直販等による収益向上が課題。
- このため、漁協では、補助用地を町単独用地と交換することなどにより漁港用地を有効活用し、地元の魚を活用した魚食普及食堂「ばんや」をオープンするとともに、温泉宿泊施設や観光定置網等の事業を積極的に展開。
- これにより、地元水産物の利用拡大とともに雇用の増加が図られるなど、地域水産業の活性化に大きく寄与。
- 最近では、近くに整備された道の駅「保田小学校」との連携により、更なる集客数増加に向けた取組を展開中。



対策

外観



第三ばんや(H20)

ばんや内観



【第一、二ばんや】

- ・漁港区域内にある町有地の占用を許可

【第三ばんや】

- ・町単独用地と補助用地を交換
- ・漁港施設用地利用計画を変更
- ・農山漁村活性化プロジェクト交付金を活用



○道の駅「保田小学校」との連携 (H27. 12オープン)

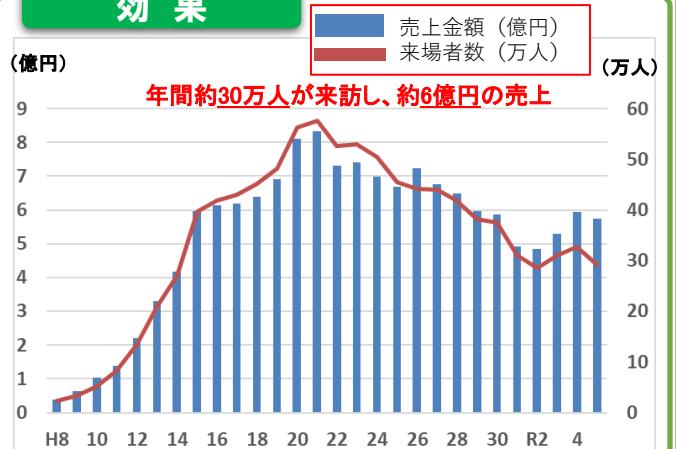


道の駅「保田小学校」



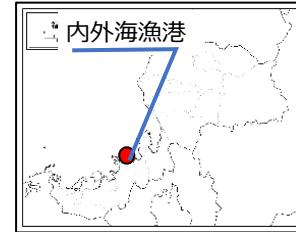
保田漁港近くに、廃校となった小学校を活用し「道の駅」がオープン。「ばんや」との相乗効果で更なる集客を目指す。

効果



おばま うちとみ 海業の取組事例 (福井県小浜市・内外海漁港)

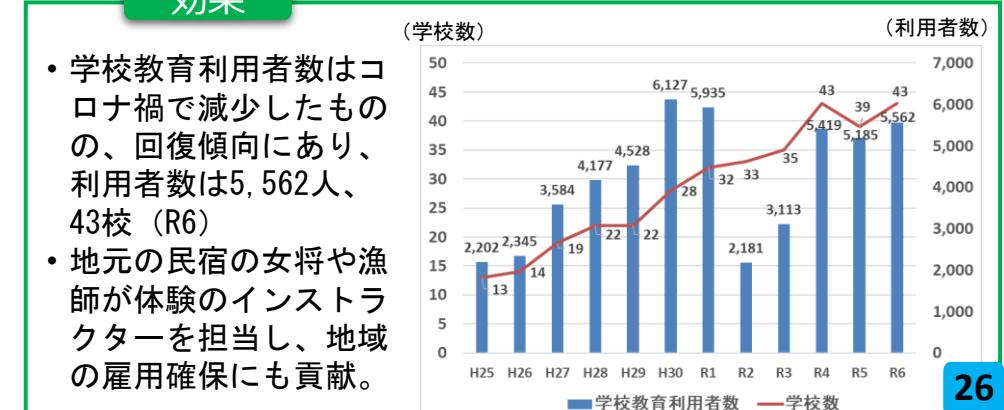
- 内外海漁港の港内を活用して、平成19年より「ブルーパーク阿納」を開所し、交流・体験型の食に関する教育の受入を開始。港内泊地を釣り体験の場に活用するとともに、用地を釣った魚を捌いたり食べたりするスペースに活用。
- 漁港背後には、地元水産物を提供する「漁家民宿」が多数。地域一帯となって漁業体験、水産物消費、宿泊とパッケージとなった体験型ツアーを展開し、施設への利用数は年々増加しており、地域活性化に寄与。



事業実施時期	平成19年オープン	
事業実施主体	小浜市阿納体験民宿組合	
設置した施設と有効活用手段	①魚捌き体験施設 ②屋根(BBQスペース) ③釣り堀、釣り桟橋	⇒漁港環境整備施設用地 (補助用地)の占用許可 ⇒水域の占用許可 (10年間)

効果

- 学校教育利用者数はコロナ禍で減少したものので、回復傾向にあり、利用者数は5,562人、43校 (R6)
- 地元の民宿の女将や漁師が体験のインストラクターを担当し、地域の雇用確保にも貢献。



海業の取組事例 (静岡県西伊豆町・仁科漁港、田子漁港、安良里漁港)

概要

- 西伊豆町では、かつてはカツオの一本釣りが栄え、その後はスルメイカ・ヤリイカ釣りやイセエビの刺し網漁が営まれているものの近年漁獲量が激減しており、町内の専業漁業者の減少が著しい。
- その一方で、近年は遊漁や宿泊などの兼業者、スキューバダイビング、シュノーケリング等のサービスを提供する事業者が増えており、海を活用した生業の形が変わりつつある。
- 他分野と連携した海業振興として、はんばた市場における「ツッテ西伊豆」や低・未利用魚活用の取組、アプリ「UMIGO」を活用して漁港を有料釣り場として適正管理する「海釣りGO!!」の取組などを進めている。



海業の取組概要

はんばた市場×ツッテ西伊豆



はんばた市場

- ・漁港の用地を有効活用して設置したはんばた市場でウツボやニザダイ、アイゴなど低・未利用魚を加工・販売
- ・提携する遊漁船で釣った魚を電子地域通貨「サンセットコイン」と交換し、町内での買い物に使用できる「ツッテ西伊豆」を実施（仁科、安良里）

西伊豆 & ANGLER



漁業者育成等を担う民間事業者により、釣りを通して関係人口を増やす「西伊豆 & ANGLER」を実施し、移住者募集から漁業者とのコミュニケーション、漁協に加入するまでをサポート（仁科）

海釣りGO!!



- ・漁港の釣り場・駐車場利用を予約できるアプリを活用して有料釣り場として開放する「海釣りGO!!」の取組を実施
- ・利用料は漁港周辺の環境整備に活用のほか（田子、仁科）、はんばた市場と連携し、食害魚採捕にインセンティブを付与する取組も実施

海藻養殖試験



漁港用地を活用し、漁港水域で地元漁業者と連携してミリンなどの養殖試験を実施（田子）、漁港陸域に研究や種苗生産の拠点を設置（安良里）

効果

令和7年7月時点

はんばた市場

令和2年5月から

登録出荷者300人 新規雇用8人（うち地域おこし協力隊2）
売上80,000～90,000千円/年

ツッテ西伊豆

令和2年9月から

延べ体験者1,800人・買取額2,100千ユーヒ（円）
※ユーヒ：地域共通通貨「サンセットコイン」の単位 1ユーヒ=1円

海釣りGO!!

R5.8から田子、R6.8から仁科、R7.10から安良里予定

延べ体験者11,000人・利用料10,000千円

西伊豆 & ANGLER

令和5年7月から

相談者数約40組 移住者14人 漁業権取得3人（R7.6末）

海藻養殖試験

実証中

田子：ミリン沖出し300kg→収穫1,000kg（令和4年3月から5月）
※令和6～7年度はトサカノリなどの養殖試験も着手
安良里：ラボ設置、企業等の視察受け入れ（30者）

協力体制

西伊豆町役場、伊豆漁協仁科・田子・安良里支所
はんばた市場、遊漁船、周辺事業者、ウミゴー、
シーベジタブル、観光協会

海業の取組事例 (静岡県焼津市・焼津漁港)

概要

- 漁協、商工会議所、観光協会、金融機関等が一体となって、遊休施設である「漁具倉庫」をリノベーションし、ワーケーションなどの新たな需要に対応した飲食・宿泊施設「焼津PORTERS」を整備。併せて水産加工業者が、地元の種類豊富な魚を調理・提供する漁家レストランを併設。
- 市、漁協、焼津PORTERSの運営者、水産加工業者が連携し、漁港内未利用地や休憩岸壁を利用した美食マルシェ・朝市等を開催。
- 魚市場の水揚げ・セリ見学、親水公園を活かした釣り体験および鰯節等のものづくり体験等の魚食文化推進プログラムを実施し、漁業者及び水産加工業者の所得向上に寄与。



海業の取組概要



●焼津PORTERS

- ・漁協所有の遊休施設「漁具倉庫」（漁師が使っていた2階建て長屋）を、焼津らしさを体験できる滞在施設にリノベーションし、首都圏等からの人を呼び込むにぎわい交流の拠点として整備
- ・焼津PORTERSプロジェクトメンバーの一員として、焼津漁協が漁港区域内に所有していた漁具倉庫等を提供し、イベント開催などに協力

●焼津漁港

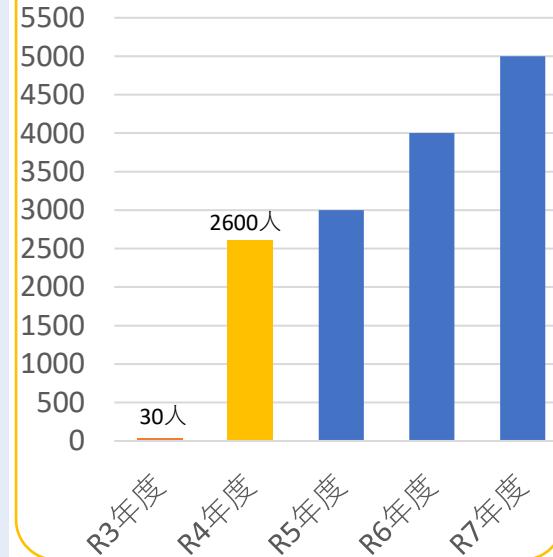
- ・焼津漁協は、水揚げ・セリ見学等を行い、来訪者との交流活動を実施
- ・水産女子、釣りガール、地域おこし協力隊OGをガイド役に遊漁船等の資源を活かした釣り体験、親子お造り教室、鮪の解体ショー等、地元漁師や地元の方々との交流活動を実施



効果

焼津PORTERS

来場者実績・見込数（人）



- ・R4の来場者実績は2,600人。
- ・焼津PORTERSを拠点にアクティビティ体験ツアー、直売・飲食事業を展開することで、地元漁業者及び水産加工業者の所得向上に寄与。

海業の取組事例（和歌山県有田市・箕島漁港）

概要

- 箕島漁港では、漁業者数の減少もあり水産業での利用が低下。観光等での利用促進を検討。
- 常設の直売所を望む声があり、未利用となっていた野積場用地等を活用し、漁協直営の水産物直売所「新鮮市場浜のうたせ」を整備。
- 年間来場者数は約27万人と地域活性化に大きく寄与。



海業の取組概要

既存施設の利用

箕島漁港

野積場用地等

実施年度	令和2年度
活用した漁港施設	漁港施設用地（野積場用地等）
実施した手続き	長期利用財産の財産処分、漁港施設用地利用計画の変更

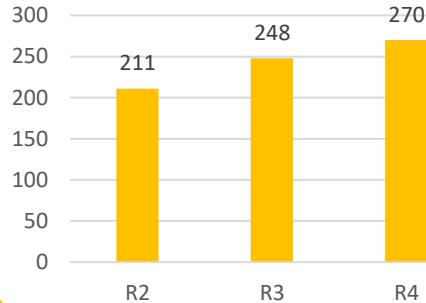
●水産物直売所「浜のうたせ」

- ・常設の水産物直売所の整備に向け、平成29年度に有田箕島漁協役員による検討委員会を設立。商工会議所、観光協会、金融機関、民間事業者等がメンバーに加わり、当該施設を有田市の観光業における中核施設としていくことを決定。
- ・未利用となっていた野積場用地等を活用し、漁協直営の水産物直売所「浜のうたせ」を整備。運営は漁協が行い施設内には、箕島漁港で水揚げされた水産物をはじめとして地元農産物や土産品を販売する物販コーナー、地元水産物を利用した食事を提供する食事コーナーがあり、いずれも地元で水揚げされた水産物を活用することで魚価の安定化や所得向上に寄与。



効果

浜のうたせ購買者数（千人）



- ・令和5年度から新たな取組として、季節限定のバーベキュー施設を整備・運営、さらなる誘客を図る。

バーベキューコーナー



めが 海業の取組事例 (兵庫県姫路市・妻鹿漁港)

概要

いえしま

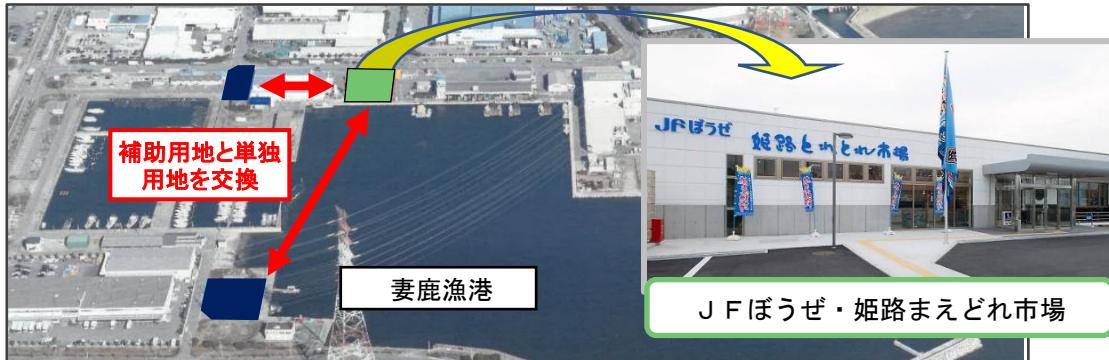
- 妻鹿漁港においては、家島諸島の水産物の消費拡大と島への誘客促進のため、坊勢漁業協同組合が、漁港用地を活用して「JFぼうぜ・姫路まえどれ市場」を整備（H27年3月開業）し、漁獲物の直販、地域水産物の提供（食堂）、家島諸島に関する観光情報の発信等を実施。
- また、家島諸島においては、日帰り型から宿泊型観光（泊泊）への転換を目指し、観光体験コンテンツの拡大、お土産品の開発、情報発信のためのWebサイトの構築等を実施し、来訪者の拡大を実現。



対策

漁港の有効活用による集客と情報発信(妻鹿漁港)

- 補助用地と単独用地を交換し、集客施設を整備（漁港用地を有効活用）



- 「まえどれ市場」では、「家島諸島」の水産物の飲食や販売とともに、観光情報を発信し、島への訪問者の増大を促進



宿泊型観光(泊泊)の推進(家島諸島)

- 家島諸島の地域資源を活用した体験プログラムを開発し、パッケージツアーとして展開



- H29年度から農山漁村振興交付金を活用して、体験コンテンツの更なる充実を図るなど、宿泊型観光（泊泊）を推進



効果

- まえどれ市場来場者数：43.6万人（H30年度）
- まえどれ市場売り上げ：2.4億円（H30年度）

- 家島諸島内宿泊者数：
1,763人（H29年度）→ 4,690人（H30年度）

海業の取組事例（福岡県糸島市・加布里漁港）

概要

- 糸島市は、福岡都市圏に位置し、圏内には250万人以上の人口を抱えている。船びき網や釣り、刺し網など様々な漁業が営まれているが、冬季はシケが多く出漁が困難なことから、その対策としてカキ養殖を導入し、カキ小屋で販売することで地域活性化に繋がっている。
- 現在のカキ小屋は、漁港施設用地の占用許可を毎年受けて使用しているため、都度仮設小屋の設置撤去を繰り返す必要があり、継続的な営業ができないことが課題。
- 上記の課題を解決するため、漁港施設等活用事業を活用して糸島市が糸島漁協に対して、漁港施設用地の長期貸付を行うことにより、カキ小屋の常設化が可能となった。
- 仮設小屋の設置撤去に係るコストが削減されるとともに、年間を通じての営業が可能となることにより、利用者の増加及び新たな地域の雇用創出が期待される。（令和7年10月25日より営業開始）



漁港施設等活用事業の実施スキーム

基本方針【農林水産大臣】

- ▶地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方等を記載

活用推進計画【漁港管理者（地方公共団体）】

- ▶地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定

申請

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

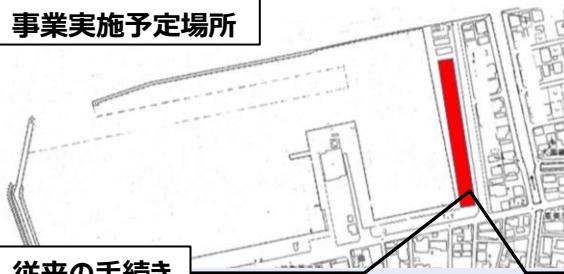
- ▶漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かした事業計画

【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

- (1)漁港施設(行政財産)の貸付け (最大30年)
- (2)漁港区域内の水域・公共空地の長期占用 (最大30年)
- (3)漁港水面施設運営権(みなし物権)の取得 (最大10年、更新可)

活用推進計画の概要

事業実施予定場所



従来の手続き

設置



撤去



- 計画策定日：令和7年1月7日
- 事業の目的：漁港で水揚げされる水産物の消費増進
- 貸付期間：令和7年5月～（30年間）
- 事業の概要：漁港で水揚げされる水産物（カキやハマグリ等）を取扱い、飲食の提供及び販売を行う。（漁港施設用地の貸付）
- 活用推進計画の策定者：糸島市
- 実施計画の策定者：糸島漁協

漁港施設等活用事業の活用効果

- これまで毎年の占用許可により実施していたが、長期貸付を受けることにより、常設化が可能



- ・仮設小屋の設置及び撤去に係るコスト削減
- ・年間を通じての営業が可能となることによる、利用者の増加及び地域の雇用創出